

平成 23 年 3 月 2 日
判決書渡
同日原本受領
裁判所書記官

平成 23 年 3 月 2 日判決書渡・同日原本領収 裁判所書記官

平成 22 年(ワ)第 4047 号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成 24 年 1 月 20 日

判

決

原

告

同訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

同訴訟復代理人弁護士

佐 藤 顕 子

同

五 反 章 裕

横浜市港北区新羽町 564 番地

被

告

株式会社エス・アンド・エス

エンジニアリング

同代表者代表取締役

大 浦

被

告

篠 田

被

告

金 沢

被

告

中 原

上記 4 名訴訟代理人弁護士

山 口 宏

東京都港区新橋二丁目 2 番 2 号

被

告

株式会社シティーファンド

同代表者代表取締役

秋 田

被

告

神 谷

被 告 横 井 [REDACTED]

被 告 木 守 [REDACTED]

上記4名訴訟代理人弁護士 石 上 晴 康

同 山 路 理 葉

同訴訟復代理人弁護士 数 井 英 一 郎

同 長 谷 川 敦 子

住所・居所 不明

(最後の就業場所) 東京都港区芝大門1-2-23芝大門旭ビル2階

株式会社シティーファンド

被 告 木 野 [REDACTED]

東京都港区新橋二丁目2番2号

被 告 グローバル・エンジニアリング・

ファンド有限責任事業組合

同 代 表 者 組 合 員 株 式 会 社 ト レ ド

同 職 務 執 行 者 中 込 [REDACTED]

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告グローバル・エンジニアリング・ファンド有限責任事業組合（以下「被告組合」という。），被告株式会社シティーファンド（以下「被告シティーファンド」という。），被告神谷 [REDACTED]（以下「被告神谷」という。），被告横井 [REDACTED]（以下「被告横井」という。），被告木守 [REDACTED]（以下「被告木守」という。），被告木野 [REDACTED]（以下「被告木野」という。），被告エス・アンド・エスエンジ

ニアリング（以下「被告 S & S」という。）、被告篠田 [REDACTED]（以下「被告篠田」という。）及び被告金沢 [REDACTED]（以下「被告金沢」という。）は、原告に対し、連帶して、528万円（うち264万円の限度で被告中原 [REDACTED]（以下「被告中原」という。）と連帶して）及びこれに対する平成23年12月22日（本件訴状送達日の翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告中原は、原告に対し、264万円及びこれに対する平成23年12月22日（本件訴状送達日の翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告 S & S に対する投資につき、被告シティーファンドが、被告組合による同投資の勧誘に係る業務の募集に応じ、被告木野に勧誘業務に従事させ、同勧誘に応じて原告が被告 S & S に投資したことにつき、同勧誘が詐欺等に当たり違法であるとして、原告が、被告 S & S 及び被告木野に対しては不法行為に基づいて、被告シティーファンドに対しては不法行為、使用者責任及び有限責任事業組合法18条に基づいて、被告組合に対しては不法行為及び有限責任事業組合法17条に基づいて、当時被告シティーファンドの代表取締役であった被告神谷に対しては不法行為、会社法429条1項及び有限責任事業組合法18条1項に基づいて、被告シティーファンドの取締役であった被告横井及び被告木守（以下、被告神谷、被告横井及び被告木守を「被告シティーファンド役員ら」という。）並びに当時被告 S & S の役員であった被告篠田、被告金沢及び被告中原（以下「被告 S & S 役員ら」という。）に対しては不法行為及び会社法429条1項に基づいて、損害賠償及び遅延損害金を請求した事案である。

1 爭いのない事実等（認定事実は末尾のかっこ内に証拠を掲記する。）

(1)ア 原告は、[REDACTED]生まれの女性であり、高校卒業後、商社に約6年、財団法人に約9年勤務した後、しばらくパートをして

いたが、現在は専業主婦である。原告の収入は、本件訴訟提起時には2か月当たり9万円程度の年金のみであり、被告S & Sに投資した当時、株式約200万円、預貯金約500万円の金融資産を有しており、前記投資以前には未公開株の取引経験はなかった（甲22）。

イ 被告金沢及び被告篠田は、本件当時被告S & Sの取締役であった者らである（弁論の全趣旨）。

ウ 被告中原は、平成18年12月20日付けで辞任するまで、被告S & Sの取締役であった者である（弁論の全趣旨）。

エ 被告神谷は、登記簿上は、被告シティーファンドの代表取締役を平成18年2月27日付けで退任した者である（弁論の全趣旨）。

オ 被告横井及び被告木守は、登記簿上は、被告シティーファンドの取締役を平成18年2月27日付けで退任した者である（弁論の全趣旨）。

(2) 被告S & Sは、平成17年12月1日付けで、被告組合との間で被告組合が被告S & Sに対して第三者割当増資の方法で資本参加を行い、被告S & Sが行う排気ガス浄化システム事業を支援することなどを内容とする投資契約を締結した（弁論の全趣旨）。

(3) 平成18年3月ころ、被告組合は、被告シティーファンドに対し、被告組合が被告S & Sについての投資の募集会社を募っており、そのためには被告組合の組合員になることが必要である旨説明した。被告シティーファンドは、これを受けて被告組合の組合員となり、被告S & Sに対する投資を勧誘することになった（弁論の全趣旨）。

(4) 被告組合が構築した投資のスキームは、投資家が、民法上の組合であるグローバル・エンジニアリング・ファンド投資事業組合（以下「本件投資事業組合」という。）に対して出資金を拠出することによって本件投資事業組合の組合員になり、本件投資事業組合が被告組合と投資契約を締結した上で投資家から受領した出資金を被告組合に投資し、被告組合が被告S & Sと締結

した前記投資契約に基づいて第三者割当増資により投資するというものであつた（甲2の1・2、4、7、弁論の全趣旨）。

(5) 被告シティーファンドは、被告S&Sに係る出資の勧誘に当たり、被告組合から受領していた対応マニュアルを営業担当者に配布した上で、営業担当者らに対して同マニュアルに従って電話営業をするように指示し、勧誘対象者らに対しては、あらかじめ被告組合から配布されていた投資に関する説明文書のひな形に被告シティーファンドの社名を記入したものを作成していた（甲2の1～2の4、弁論の全趣旨）。

(6) 平成18年夏ころ、被告シティーファンドの営業担当者として、被告木野が原告の自宅に架電し、本件投資事業組合に対する出資を行うことによる被告S&Sに対する投資を勧誘した。原告は、初め投資を断っていたものの、原告の自宅に、被告シティーファンドから、購入時1株40万円の被告S&Sの株式が上場した場合、初値120～130万円以上になり、80万円の売却益が出るなどと記載された「公募価格・初値の予想&その後の傾向」と題する書面（以下「本件書面」という。）や、被告S&Sが開発したNOx・PM（排気ガス規制）低減装置であるデュエット・バーン・システム（以下「DBS」という。）の市場規模が1兆3500億円と考えられることなどが記載されている資料などを見て、被告S&Sに投資することを決意した（甲1、2の1～2の4、22）。

(7) 原告は、同年10月10日、被告シティーファンドに6口分の出資申込書を送付し、240万円を被告シティーファンドが指定した第F-A5号グローバル・エンジニアリング・ファンド投資事業組合名義の口座に振り込んだ。その後、原告は、被告シティーファンドから、被告S&Sの株券と第F-A5号グローバル・エンジニアリング・ファンド投資事業組合契約書と題する書面を受領した（甲3の1・2、4、22）。

(8) その後、原告は、被告木野から、被告S&Sにさらに出資するよう勧誘を

受け、同年11月15日、被告シティーファンドに対し、6口分の出資申込書を送付し、平成19年2月5日に240万円を第F-A5号グローバル・エンジニアリング・ファンド投資事業組合名義の口座に振り込み、組合契約書を受領した（以下、原告が受けた勧誘を「本件勧誘」といい、原告が行った出資を併せて「本件出資」という。甲5、6の1・2、7、22）。

(9) その後も、被告木野から原告に対して被告S&Sの近況報告や更なる出資を促す電話がかかってきていたが、平成21年4月、被告組合及び被告S&Sから、株主名義を個人投資家の個人名にし、それに伴い被告組合は解散することを予定している旨の書面が送付されてきた。そこで、原告は、被告S&S宛の株主名義書換請求書兼株主票と題する書面及び被告組合宛の組合解散同意書と題する書面（以下「組合解散同意書」という。）に署名押印して送付した。組合解散同意書には、被告組合の解散に同意し、組合財産である被告S&Sの株式12株の分配を受けた後は、被告組合といかなる債権債務も一切ないことを確認する旨が記載されていた（以下「本件清算合意」という。甲9、10、22、乙1、2、弁論の全趣旨）。

2 爭点

(1) 被告S&Sに対する請求

(原告の主張)

被告S&Sは、その株式が、純資産に照らせば販売価格である40万円の少なくとも数分の1の価値にも満たず、流動性が著しく低いことを考え合わせると換価価値がほとんどないにも関わらず、40万円の価値があると偽って投資を募っていたのであるから、被告S&Sによる投資の募集は不法行為に当たる。

(被告S&Sの主張)

被告S&Sは、日本国内での新興市場での株式公開及び欧米を中心とした海外市場での事業展開も計画していたことから、海外市場での株式

公開も検討して複数の証券会社とも協議を行っていた。しかし、平成20年9月以降のリーマンショックによる世界的大不景気による業績の悪化等によって、日本国内での株式公開は当面難しいと判断し、被告S&Sのグループ会社であるレンツ・エンバイアメンタル・リソーシーズ株式会社を先にロンドン証券取引所A.I.M市場に上場させようとしている。

被告S&Sは、平成19年3月には7億円の売上げと1億円の利益を予測していた。そうすると、当時の一株当たりの利益は1万0284となる。株式公開時の業績は、発行株式数は約1億株、売上げ15億円、利益は3億円になると予測し、一株3万円の利益が生じると考えており、一株に対する年間利益3万円の場合の株価収益率は25から30倍と予測されたので、理論株価は75万円から90万円となる。したがって、本件勧誘当時、被告S&Sは、業績が順調に推移すれば、その株価は2,3年後には出資額である40万円の2倍以上になると考えていた。

(2) 被告シティーファンド及び被告木野に対する請求

(原告の主張)

被告木野による本件勧誘は、次のとおり違法であるから不法行為が成立する。また、本件勧誘は、被告シティーファンドによる組織的詐欺商法の一発現であるから、被告木野の使用者である被告シティーファンドには使用者責任のみならず不法行為が成立する。

また、被告シティーファンドは被告組合の組合員として有限責任事業組合法18条に基づき第三者である原告に対し責任を負う。

ア 詐欺

被告S&Sが、平成19年に上場する具体的な予定もなく、株価が120万円程度になることを基礎付ける事実が全くなく、また、S&Sの株式には出資価格である40万円の価値がないことが純資産、流動性の著しい低さに照らしておよそ明らかであるにもかかわらず、その旨誤信させて販

売した。

イ 断定的判断の提供

「購入時1株40万円が上場した場合、初値120～130万円以上になり80万円の売却利益が出る」などと記載された本件書面を送付してきた。

ウ 説明義務違反

(ア) 未公開株式であって、グリーンシート銘柄にも指定されていない株式は、公開される情報がほとんどなく、財務状況や営業の状況、収益の状況その他株価を一応推測する程度にまで知ることさえも一般投資家にはおよそ不可能であり、仮に数千万円の費用を負担して専門的知識経験を有する会計士及び弁護士等の専門家に株式の算定を依頼したとしても、著しく困難であることを説明すべきであるにもかかわらず、これを怠った。

(イ) 被告S&Sの代表者である櫻井██████████(以下「櫻井」という。)が地球規模の環境問題に取り組んでいること、被告S&Sが開発したNOx・PM減少装置であるという「デュエット・バーン・システム」なる装置は、国土交通省から認可を受けた他には真似のできない装置であること、この装置を導入する市場規模が1兆3500億円と考えられること等の情報を提供したことから、被告S&Sの株式の価値の算定にかかる他の情報をも提供すべきであるにもかかわらず、これを怠った。

エ 適合性原則違反

原告の属性(争いのない事実等(1)ア参照)に照らせば、原告には、およそ敵対的デューデリジェンスを行うに等しい被告S&Sの株式の価値を算定する知識も、情報収集能力も、情報分析能力も、経験も、これを適切に行うために必要となる莫大な敵対的デューデリジェンス

のための費用負担の能力もなかったことは明らかであるから、本件勧誘は適合性原則に違反しており、違法である。

(被告シティーファンドの主張)

原告の主張は争う。被告シティーファンドは、被告組合やその中心的存在である被告大浦や被告組合の職務執行者である中込[]から被告 S & S が上場できるとの説明を受け、上場するもの信じていた。

また、被告木野は被告シティーファンドとの間で業務委託契約を締結していたに過ぎず、独自の判断で営業活動を行っており、業務内容や遂行方法における自立性があったなど、実質的な指揮監督関係もなかったから、被告シティーファンドには、使用者責任もない。

(3) 被告組合に対する請求

(原告の主張)

被告組合は、被告 S & S が上場する見込みもないにもかかわらず、上場する予定があると述べて同社の株式の客観的価値を偽り、違法な収益を得る仕組みを構築した上で、業務執行組合員のひとりである被告シティーファンドとともに、直接又は間接に、原告に対して、前記(1)で述べたとおり違法な勧誘を行わせたのであるから、不法行為ないし有限責任事業組合法 17 条に基づく責任を負う。

(被告組合の主張)

原告の主張は争う。また、被告組合は、原告との間で、組合解散同意書により、被告組合が原告に対し被告組合が原告のために保有する被告 S & S の株式を移転させた場合には、被告組合と原告との間には何らの債権債務もない旨を確認する本件清算合意をしており、被告組合は既に原告に対して被告 S & S の株式を移転させているのであるから、原告にに対して一切責任を負わない。

(4) 被告 S & S 役員らに対する請求

(原告の主張)

被告 S & S 役員らは、被告組合及び被告シティーファンドと共に謀して、未公開株商法を行ったのであるから、共同不法行為が成立し、そうでなくとも、被告 S & S の不法行為を監視監督して是正する義務を怠ったことは明らかであるから、不法行為ないし会社法 429 条 1 項に基づく責任を負う。

(被告 S & S 役員らの主張)

争う。

(5) 被告シティーファンド役員らに対する請求

(原告の主張)

被告神谷は、被告シティーファンドの代表取締役として、被告シティーファンドの営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであるとともに、被告組合の組合員である被告シティーファンドの職務執行者として、組合の業務が適法なものとなるよう業務執行を行うべきであった。にもかかわらず、被告神谷は、違法な商法を行ったのであるから、会社法 429 条 1 項又は有限責任事業組合法 18 条 1 項に基づき責任を負う。

被告横井及び被告木守は、被告シティーファンドの役員として、被告神谷の違法な業務執行を監督し、是正すべき義務があったにもかかわらず、これを怠ったのであるから、会社法 429 条 1 項に基づき責任を負う。

(被告シティーファンド役員らの主張)

争う。被告シティーファンド役員らは、被告組合の発言を信じ、被告 S & S の株式は将来、上場すると思っていた。

(6) 損害

(原告の主張)

原告は、本件勧誘に応じて、被告S & Sに対して出資するために480万円を支払っており、同額が損害に当たる。また、本件に係る弁護士費用も因果関係のある損害であり、その額は、48万円が相当である。

なお、被告中原に対しては、その在任期間に原告に生じた損害である264万円（弁護士費用24万円を含む）のみを請求する。

（被告木野 [] を除く被告ら）

争う。

第3 爭点に対する判断

1 爭点(1)（被告S & Sに対する請求）について

(1) 前提事実

前記争いのない事実等、証拠（事実の末尾に掲記する。）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 被告S & Sは、日産自動車株式会社（以下「日産」という。）の著名な自動車であるスカイラインの開発を担当した櫻井が、日産を定年退職した後に設立し、同人が代表取締役を務めていた会社である。被告S & Sは、NO_x・PM（排気ガス）減少装置であるDBSを開発し、同製品は、平成14年に、国土交通省から第一号排ガス優良低減装置として認定され、平成17年1月には、同省による認可を受け、商品化を実現した。

当時、ディーゼルトラックの排ガスを軽減するためには、後処理フィルター（DPF）のみを設置するという手法も存在したが、DBSは、燃料燃焼の段階から排ガスの発生を改善するという独自の技術であった。また、被告S & Sは、平成17年6月末の時点で、主として排気浄化装置に関連して、24の公開特許を有していた（甲13、弁論の全趣旨）。

イ DBSは、商品平均価格が150万円前後であるところ、平成22年3月31日までに2763台の売り上げがあり、原告が投資を行った平成18年ころは、その販売台数が増加傾向にあった（甲13、乙4）。

ウ 被告S & Sは、平成19年12月5日、レンツ・エンバイアメンタル・リソーシーズ株式会社と包括的業務協定契約を締結して海外市場を開拓することとし、平成22年7月の時点で米国カリフォルニア州大気資源局のベンチ（室内）試験に合格し、更なる試験を終了した後に販売認可を予定していた（乙4）。

(2) 原告は、被告S & Sの株式に換価価値がほとんどないにもかかわらず40万円の価値があると偽って投資を募ったことにより不法行為が成立する旨主張する。しかし、前記認定のとおり、被告S & Sは、DBSという独自の技術を開発し、その商品化に成功した上で多額の販売実績を上げており、原告が本件出資を行った当時も、150万円前後の単価を有するDBSの販売数が上昇傾向にあったことからすれば、被告S & Sの株式が、市場で換価することができない流動性に乏しいものであることを併せ勘案しても、被告S & Sの株式がほぼ無価値であったとは認め難い。

よって、原告の主張には理由がない。

2 爭点(2)（被告シティーファンド及び被告木野に対する請求）について

(1) 詐欺について

原告は、平成19年に上場する具体的な予定もなく、株価が120万円になることを基礎付ける事実が全くなく、また、被告S & Sの株式が40万円の価値がないことがおよそ明らかであるにもかかわらず、その旨原告を誤信させて本件投資を行わせたことが違法である旨主張する。

しかし、前記1(1), (2)で認定、説示したように、被告S & Sは、DBSという独自の技術に基づいて商品を販売してきており、会社としての活動実態を備えた会社であると認められ、被告S & Sの株式がほぼ無価値であったとは認められない上、被告S & Sは平成18年当時には上場する準備をしていたことが窺える（甲13, 14）のであるから、被告S & Sの株式の価値が出資価格に満たず、同株式の価値が120万円にな

ることを基礎付ける事実がおよそなく、上場の具体的予定がなかったことがいずれも明らかとはいえない。そうすると、前記争いのない事実等(3), (5)で認定したとおり、そのような被告S & Sの株式を被告組合の勧誘に応じて販売していたに過ぎない被告シティーファンド及び同社から勧誘業務を委託されたに過ぎない被告木野が原告の主張する状況を認識していたと認めるに足りる証拠はないのである。

なお、被告シティーファンドは、顧客が支払った投資金額の半額を報酬として受領していた（弁論の全趣旨）ものの、投資を勧説する人員もそのためのノウハウも有していない企業が、資金調達のために投資勧説を行う者にその委託料として相当額の報酬を支払うことが直ちに不合理であるとまではいえないのであるから、同事実をもって、被告シティーファンドが、被告S & Sの株式に40万円の価値がないことを認識していたとは認め難い。

よって原告の主張には理由がない。

(2) 断定的判断の提供について

原告は、「購入時1株40万円が上場した場合、初値120～130万円以上になり80万円の売却利益が出る」などと記載された本件書面を送付したことが、被告シティーファンドによる断定的判断の提供に当たる旨主張するが、本件書面の表題には、同書面の記載内容があくまで「予想」であることが明記されており（前記争いのない事実等(6)）、本文においても、「予想」である旨が冒頭の文章に明示されている（甲2の3）のであるから、本件書面の送付をもって断定的判断の提供があったとは到底認められない。

よって、原告の主張には理由がない。

(3) 説明義務違反について

原告の主張する説明義務の内容は必ずしも明確ではないものの、まず、

被告 S & S の株価を算定することが困難であることを説明すべき義務がある旨主張するようである。しかし、一般に市場で取引されているわけない株価の算定は、種々の方式がある上、上場後の価格の予測という不確定な要素を加味すれば、株価の算定が一義的には定まらないという意味で極めて難しいことは周知の事実である上、投資家は手持ちの資料、自己の相場観、将来予測によって、投資額に見合う価値があり得ると考えた場合に投資するのであるから、被告 S & S の株式が未公開であることを本件書面を見て認識している原告に対し、株価の算定が困難であることを一般的に説明すべき義務があるとまでは認められない。

また、原告は、株価の算定に係る情報を更に提供すべき義務があった旨主張するが、そもそも、更に提供すべき情報の具体的な事項や内容が特定しておらず、原告の主張は失当であることは明らかである。

よって、原告の主張はいずれも理由がない。

(4) 適合性原則違反

原告は、本件出資まで未公開株の取引経験はなく、当時専業主婦で、合計 700 万円の金融資産を有していたに過ぎないと認められる（前記争いのない事実等(1)ア）。一般に適合性の原則から著しく逸脱した取引の勧誘をしてこれを行わせたときは、不法行為上も違法であると解される（最高裁第一小法廷平成 17 年 7 月 14 日判決・民集 59 卷 6 号 1323 頁参照）。そこで検討するに、本件出資は、被告 S & S の株式の価値がそのまま出資者が本件投資事業組合に行った出資の価値になるというもので、出資者が被告 S & S の株式を購入する場合と実質的に変わらない内容であると認められる。したがって、本件出資は、出資者に対して殊更に出資の価値を誤認させるような複雑な性質を有する金融商品とまではいえないから、出資者としては、自己が有する資料や自己の相場観、将来予測に照らして、当該株式の価値が出資額を超えるものとなり得るか否かについて判断し、投資をす

るか否かを決断するものであって、その判断に不安があれば投資を見送ることも当然できるのである。そうすると、原告の属性を考慮しても、原告に本件出資を勧誘すること自体がそもそも違法であるとまでは認め難い。

よって、本件出資が適合性の原則から著しく逸脱しているとまでは認められず、原告の主張には理由がない。

3 争点(3)（被告組合に対する請求）について

被告組合と原告は、組合解散同意書により、被告組合が有していた被告S & Sの株式を原告に移転した場合には、被告組合と原告の間には何らの債権債務も存在しないことを確認する本件清算合意をしているところ（前記争いのない事実(9)）, 原告が現在も被告S & Sの株主であることは被告S & Sも認めており、被告組合が有していた被告S & Sの株式は原告に移転していると認められる。そうすると、本件清算合意により、原告と被告組合の間には、何らの債権債務も存在しないと認められるから、原告の主張には理由がない。

なお、原告は、被告組合が、被告S & Sが上場する見込みがないにもかかわらず、上場する予定がある旨述べて株式の客観的価値を偽り、違法な収益を得る仕組みを構築した旨主張するが、前記1(1)のとおり、被告S & Sには、独自の技術を擁した上で営業を行なっており、さらに、前記2(1)説示のとおり、遅くとも平成18年11月までに株式公開準備室を設置して上場の準備をしていたことも窺えるのであるから、被告S & Sに上場する予定や見込みがなかったとまでは認め難い上、前記2で説示したとおり、被告シティーファンドによる勧誘が違法であったとは認められないであるから、原告の主張はその前提を欠いており、いずれにせよ、原告の主張には理由がない。

4 争点(4)（被告S & S役員らに対する請求）及び争点(5)（被告シティーファンド役員らに対する請求）について

前記 1 及び 2 で説示したとおり、被告 S & S 及び被告シティーファンドが違法行為を行っていたとは認められないであるから、原告の主張はいずれもその前提を欠くもので、理由がない。

5 以上のとおりであって、原告の請求にはいずれも理由がない。

東京地方裁判所民事第 16 部

裁判長裁判官 生 野 考 司

裁判官 野 村 武 範

裁判官 仲 田 憲 史

これは正本である。

平成24年3月2日

東京地方裁判所民事第16部

裁判所書記官 池上勝弘